2　海上労働臨時航行検査申請書には、海上労働遵守措置を記載した書類を添付しなければならない。

3　船舶所在地官庁は、検査のため必要があると認める場合において前二項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前二項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

第三節　検査の準備

（法定検査の準備）

第六条　法定検査を受けようとする者は、次に掲げる書類を速やかに提示できるように準備をするものとする。

一　法第三十六条第一項又は第二項に規定する書面の写し

二　船員手帳

三　通常配置表

四　法第六十七条第一項の帳簿

五　海員名簿

六　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第十三条の記録

七　法第百十三条第一項に規定する書類

八　船舶検査証書又は臨時航行許可証

九　前各号に掲げるもののほか、船員の労働条件等に関する書類

2　船舶所在地官庁は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の一部についてその準備を免除することができる。

第四節　検査の執行

（定期検査）

第七条　定期検査は、海上労働証書の有効期間の満了前に受けることができる。

（中間検査）

第八条　中間検査の時期は、海上労働証書の有効期間の起算日の後の二回目の検査基準日（海上労働証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。以下この項において同じ。）から三回目の検査基準日までの間とする。

2　中間検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。

3　前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項の適用については、「海上労働証書の有効期間の起算日」とあるのは「中間検査に合格した日」と、「海上労働証書の有効期間が満了する日」とあるのは「中間検査に合格した日の前日」とする。

（臨時航行検査）

第九条　法第百条の六第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一　船舶所有者の変更があったこと。

二　日本船舶以外の船舶が日本船舶になったこと。

三　新たに建造された船舶その他海上労働証書を受有しないものを臨時に国際航海に従事させようとすること。

（検査の基準）

第十条　法第百条の三第一項第三十二号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。

2　法第百条の六第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　船員労働安全衛生規則第四十四条及び第四十五条の規定による検知器具及び保護具の備付け

二　船員労働安全衛生規則第三十五条の規定による手を洗う設備の設置

三　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十三条及び第五十四条の規定による医薬品等及び医療書の備付け

四　船員労働安全衛生規則第二条に規定する安全担当者及び同令第七条に規定する衛生担当者の選任

五　その他国土交通大臣の定める事項

第三章　海上労働証書等

（海上労働証書）

第十一条　法第百条の三第一項の規定により交付する海上労働証書は、第四号様式によるものとする。

（海上労働証書の交付申請）

第十二条　登録検査機関が検査を行った船舶に係る海上労働証書の交付を受けようとする者は、海上労働証書交付申請書（第五号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

2　海上労働証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて海上労働証書の交付を受ける場合にあっては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一　海上労働遵守措置を記載した書類

二　海上労働証書の写し

三　臨時海上労働証書の交付を受けている場合にあっては、当該臨時海上労働証書の写し

四　その他国土交通大臣の定める定期検査に関する事項を記録した書類

（海上労働証書の有効期間の満了）

第十三条　第七条の規定により海上労働証書の有効期間の満了前に定期検査を受けた場合は、当該海上労働証書の有効期間は、満了したものとみなす。

（臨時海上労働証書）

第十四条　法第百条の六第三項の規定により交付する臨時海上労働証書は、第六号様式によるものとする。

（臨時海上労働証書の交付申請）

第十五条　登録検査機関が検査を行った船舶に係る臨時海上労働証書の交付を受けようとする者は、臨時海上労働証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

2　臨時海上労働証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　海上労働遵守措置を記載した書類

二　その他国土交通大臣の定める臨時航行検査に関する事項を記録した書類

（海上労働遵守措置認定書）

第十六条　船舶所在地官庁は、法第百条の三第一項又は法第百条の六第三項の規定により海上労働証書又は臨時海上労働証書（以下「海上労働証書等」という。）を交付するときは、当該海上労働証書等と併せて海上労働遵守措置認定書（海上労働遵守措置が第十条第一項に定めるところにより定められていることを証する書類をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

2　海上労働遵守措置認定書は、第八号様式によるものとする。

（海上労働証書等と併せて備え置くべき書類）

第十七条　海上労働証書等の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、法第百条の八の規定により当該海上労働証書等を船内に備え置く場合において、次の書類を併せて備え置かなければならない。

一　海上労働遵守措置認定書

二　その他国土交通大臣の定める法定検査に関する事項を記録した書類

（海上労働証書等の再交付）

第十八条　船舶所有者は、海上労働証書等を滅失し、又は毀損した場合は、当該海上労働証書等（毀損した場合に限る。）を添付して、海上労働証書等再交付申請書（第九号様式）を船舶所在地官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

2　海上労働証書等を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した海上労働証書等は、その効力を失うものとする。

（海上労働証書等の書換え）

第十九条　船舶所有者は、海上労働証書等の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、当該海上労働証書等を添付して海上労働証書等書換申請書（第十号様式）を船舶所在地官庁に提出し、その書換えを受けなければならない。